（地域調整官の職務）

第五十三条の三　（略）

（削る）

2　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2～19　（略）

20　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所及び那覇空港事務所にあっては二人、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては三人）を先任航空管制技術官とする。

21　（略）

22　次の各号に掲げる事務所にあっては、それぞれ当該各号に定める者を先任運用施設管理官とする。

一　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所　施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人

二　新千歳空港事務所及び福岡空港事務所　施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者一人

三　大阪空港事務所　施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者二人

23・24　（略）

25　福岡空港事務所及び那覇空港事務所にあっては航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、新千歳空港事務所、東京空港事務所及び大阪空港事務所にあっては航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空灯火・電気技術官とする。

26～28　（略）

（航空管制技術官）

第六十六条　（略）

2～5　（略）

6　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空管制技術官とする。

7～9　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）

（地域調整官の職務）

第五十三条の二　（略）

2　東京空港事務所の地域調整官は、命を受けて、東京国際空港の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による渉外に関する特定事項についての地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2～19　（略）

20　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、二人）を先任航空管制技術官とする。

21　（略）

22　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、新千歳空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

23・24　（略）

25　大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、新千歳空港事務所及び東京空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空灯火・電気技術官とする。

26～28　（略）

（航空管制技術官）

第六十六条　（略）

2～5　（略）

6　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（中部空港事務所にあっては、二人）を先任航空管制技術官とする。

7～9　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）